

令和8年度 災害時避難所マニュアル情報提供事業
「男女共同参画の視点で みんなでつくろう！安全・安心な避難所」
パネル貸出要領

1. 貸出品

「男女共同参画の視点で みんなでつくろう！安全・安心な避難所」パネル（サイズ：A1版、枚数：10枚、展示用ひも付きアルミフレーム有り、箱の大きさ：約62cm×約85cm×16.5cm×2箱）、男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き（サイズ：A4版88ページ、1部）、イーゼル10台（令和3年度作成）

2. 内容

別紙 参考資料「貸出内容」のとおりとする。

3. 貸出対象

佐賀県内の行政機関及び県内を中心に活動する団体等とする。

4. 貸出申込

展示希望日の1か月前までに、「パネル貸出申請書」に必要事項を記入の上、FAXもしくはEメールにて申し込む。申し込みの際には展示・イベント等の企画書、広報物等を添付する。

5. 貸出期間

貸出期間は、展示期間と搬送期間を含めたものとする。展示期間は最短1日から最長1か月とする。ただし、他機関等と貸出希望期間が重なるときには、期間の調整をお願いする場合がある。調整が難しい場合は、先着順とする。

6. 貸出の承認

「パネル貸出申請書」に基づき内容を確認後、佐賀県立男女共同参画センター（以下、センター）担当者からFAXもしくはEメールで回答する。

7. 貸出の手続き

センターは、定められた貸出予定日にセンターから展示品を搬出できるよう、準備を行う。

8. 返却の手続き

貸出を受けた機関等は、定められた期日までに展示品をセンターに返却する。

9. 貸出に係る費用

貸出は無料とする。ただし、展示品の梱包・搬出・搬入および貸出先での展示にかかる一切の費用については貸出を受ける側が負担する。センターでの受取・返却の場合は、この限りではない。

10. クレジット

展示会場及び作成する広報物には、「佐賀県立男女共同参画センター」とクレジットを明記する。

11. 現状復帰の原則

貸出を受けた機関等は、展示品を、貸出を受けた時点の状態状態で返却する。展示品が搬出のために梱包されてから、返却されるまでの間の管理責任は全て貸出を受ける側にあるものとし、展示品に損傷・紛失などがあった場合は、ただちにセンターに連絡してその指示のもとに修復を行う。修復に係る必要の一切は貸出を受ける側が負担する。

12. その他

上記以外の事態が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。

【連絡先】

佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）
TEL 0952-26-0011、FAX 0952-25-5591
Eメール danjo@avance.or.jp